福島県内における仮置場の設置状況について

- 福島県内における除染で取り除いた土壌等は、3年程度仮置場で一時的に保管した後、中間貯蔵施設に搬入し、一定の期間、安全かつ集中的に管理・保管することとしている。
- 福島県内における除染を迅速に実施するため、仮置場の確保が重要であるところ、仮置場の確保を進めるためには、仮置場での保管後の土壌等の搬入先となる、中間貯蔵施設を着実に整備することが必要不可欠。
- 〇 仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として、中間貯蔵施設を供用開始できるよう、地方公共団体や住民の理解と協力を得つつ、政府として最大限の努力を行う。

(参考1)福島県内の各市町村における除去土壌等の保管状況 (平成24年2月10日時点。平成24年3月29日福島県公表資料より抜粋)

(1774 - 1 - 77 - 1				
保管状況		箇所数	市町村数	
仮置場		291	3 2	
現場保管	住宅、事業所等除染を実施した場所	2 5	6	
	で除去土壌等を保管			
管	学校、幼稚園、保育所、児童養護施	9 4 7	3 6	
	設、障がい児施設等の敷地内で除去			
	土壌等を保管			
	公園で除去土壌等を保管	5 4 1	1 6	
合計		1, 804		

^{*} 仮置場については、県の「線量低減化活動支援事業」の実施に伴う仮置場を含む。

〇除染特別地域内の内閣府除染モデル実証事業における保管状況

(平成24年3月23日時点)

/- 奥坦	1.0	1.0
	1 6	1 0

^{*}一時的な現場保管を含む。

(参考2) 除染特別地域内の本格除染における土壌等の保管のために必要な仮置き場の 数は、行政区ごとの設置となる場合もあり、数十か所になる見込み。